

△招 集

川越地区消防組合告示第十四号

令和五年川越地区消防組合議会第四回臨時会を次のとおり招集する。

令和五年十二月二十日

川越地区消防組合管理者

川 合 善 明

一 日 時 令和五年十二月二十七日 午後一時三十分

二 場 所 川越地区消防局 三階講堂

三 付議事件

- (一) 川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例及び川越地区消防組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
- (二) 川越地区消防局・川越北消防署新築工事請負契約について
- (三) 川越地区消防局・川越北消防署新築電気設備工事請負契約について
- (四) 川越地区消防局・川越北消防署新築空調設備工事請負契約について
- (五) 令和五年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第二号）

△会 期

令和五年十二月二十七日 一 日 間

△議事順序

午後一時三十分開会

一、日程第一、第二、第三については、会期を一日間と定め、議案提出書を公表し、地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者を報告する。

二、日程第四、会議録署名議員指名については、

村山博紀 議員

栗原瑞治 議員 を指名する。

三、日程第五以下については、提出案を単独議題とし、提案理由の説明の後、質疑、討論、採決の順により審議を行う。

この予定は、時間延長しても終了する。

以上をもって第四回臨時会を閉会する。

△議事日程

令和五年十二月二十七日 午後一時三十分開議

日程第一 会期決定について

日程第二 議案提出書の公表について

日程第三 地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者の報告について

日程第四 会議録署名議員指名について

日程第五 議案第一七号 川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例及び川越地区消防組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

日程第六 議案第一八号 川越地区消防局・川越北消防署新築工事請負契約について

日程第七 議案第一九号 川越地区消防局・川越北消防署新築電気設備工事請負契約について

日程第八 議案第二〇号 川越地区消防局・川越北消防署新築空調設備工事請負契約について

日程第九 議案第二二号 令和五年度川越地区消防組合一般会計補正予算(第二号)

△議場に出席した議員(二三人)

第一番 為水 順二 議員 第二番 小峯 松治 議員

第三番 矢内 秀憲 議員 第四番 小ノ澤哲也 議員

第五番 牛窪 喜史 議員 第六番 村山 博紀 議員

第七番 栗原 瑞治 議員 第八番 吉敷賢一郎 議員

第九番 中村 文明 議員 第一〇番 小高 浩行 議員

第一一番 小林 薫 議員 第二一番 柿田 有一 議員

第三番 片野 広隆 議員

△欠席議員(なし)

△地方自治法第百二十一条第一項の規定による議場に出席した理事者

管理者 川合 善明

副管理者 飯島 和夫

” 栗原 薫

会計管理者 佐藤 喜幸

” 消防局長 齋藤 匡央

” 次長 西村 政徳

” 川越北消防署長 浅見 篤

” 川越中央消防署長 武笠 浩

” 川越北消防署長 竹内 太

川越西消防署長	神山玲之
川島消防署長	長澤俊幸
総務課長	大谷清秋
予防課長	小久保和徳
救急課長	本澤哲
指揮統制課長	木村寛
新消防庁舎建設準備室長	山本雄一

△議場に出席した職員

書記長	黒澤博行
書記	田中尚
〃	落合昭仁
〃	瀬沼健

△開 会（午後一時四十一分）

○小ノ澤哲也議長 出席議員が定足数に達しておりますので、令和五年川越地区消防組合議会第四回臨時会の議会は成立しております。
これより開会いたします。

△日程第一 会期決定について

○小ノ澤哲也議長 直ちに会議を開きます。
日程に入ります。

日程第一、会期決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。川越地区消防組合議会第四回臨時会の会期を本日一日間とすることに御異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者がある）

○小ノ澤哲也議長 御異議なしと認めます。よって、本組合議会第四回臨時会の会期を本日一日間とすることに決定いたしました。

△日程第二 議案提出書の公表について

○小ノ澤哲也議長 日程第二、議案提出書の公表についてを議題といたします。
管理者より議案提出書が送付されましたので、書記に朗読させます。
（落合昭仁書記 朗読）

川消総発第六五一号

令和五年十二月二十七日

川越地区消防組合議会議長 小ノ澤 哲 也 様
川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

議案の提出について（通知）

記

令和五年本組合議会第四回臨時会に、次の議案を提出いたします。

- 一 川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例及び川越地区消防組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
 - 二 川越地区消防局・川越北消防署新築工事請負契約について
 - 三 川越地区消防局・川越北消防署新築電気設備工事請負契約について
 - 四 川越地区消防局・川越北消防署新築空調設備工事請負契約について
 - 五 令和五年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第二号）
- 小ノ澤哲也議長 以上で公表を終わります。

△日程第三 地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告について

○小ノ澤哲也議長 日程第三、地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告についてを議題といたします。
管理者より通知のありました出席者につきましては、配布しておきましたので御

了承願います。

川消議会発第五九号

令和五年十二月二十日

川越地区消防組合管理者 川合善明様

川越地区消防組合議会議長 小ノ澤哲也

出 席 要 求 書

地方自治法第二百一十一条第一項の規定により、十二月二十七日午後一時三十分開

会の川越地区消防組合議会議会第四回臨時時に議会の審議に必要な説明のため、管理者並びにその委任を受けた者の出席を要求します。

川消総収第四〇八号

令和五年十二月二十七日

川越地区消防組合議会議長 小ノ澤 哲也様

川越地区消防組合管理者 川合善明

出 席 通 知 書

要求により、令和五年本組合議会議会第四回臨時時に、別紙の者が出席します。

管理者 川合善明

副管理者 飯島和夫

〃 栗原 薫

会計管理者 佐藤喜幸

消防局長 齋藤匡央

次 長 西村政徳

〃 浅見 篤

川越北消防署長 武笠 浩

川越中央消防署長 竹内 太

川越西消防署長 神山玲之

川島消防署長 長澤俊幸

総務課長 大谷清秋

予防課長 小久保和徳

救急課長 本澤 哲

指揮統制課長 木村 寛

新消防庁舎建設準備室長 山本雄一

△日程第四 会議録署名議員指名について

○小ノ澤哲也議長 日程第四、会議録署名議員指名についてを議題といたします。

会議規則第二条ただし書き及び会議規則第一条により、その例によることとされ

た川越市議会議規則第八十八条の規定により、

村山博紀 議員

栗原瑞治 議員

を指名いたします。

△日程第五 議案第一七号

川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例及び川越地区消防組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正することについて

例の一部を改正する条例を定めることについて

○小ノ澤哲也議長 日程第五、議案第十七号、川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例及び川越地区消防組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

議案第一七号

川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例及び川越地区消防組合

計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を定めるこ

とについて

川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例及び川越地区消防組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和五年十二月二十七日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明（消防局長）

○小ノ澤哲也議長 提案理由の説明を願います。

（齋藤匡央消防局長登壇）

○齋藤匡央消防局長 ただいま上程になりました議案第十七号、川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例及び川越地区消防組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を定めることにつきまして提案理由を御説明申し上げます。

改正の趣旨でございますが、人事院勧告の内容に準じ職員の給与を改定するとともに、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例及び川越地区消防組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正しようとするものです。

なお、この条例の施行期日は公布の日とし、消防職給料表の改正につきましては、令和五年四月一日から適用しようとするものでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○小ノ澤哲也議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○小ノ澤哲也議長 これより質疑に入ります。質疑の通告はありません。質疑はありませんか。―これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありません。よって、これより本件の採決を行います。本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○小ノ澤哲也議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第六 議案第一八号 川越地区消防局・川越北消防署新築工事請負契約について

○小ノ澤哲也議長 日程第六、議案第十八号、川越地区消防局・川越北消防署新築工事請負契約についてを議題といたします。

議案第一八号

川越地区消防局・川越北消防署新築工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結するため、川越地区消防組合において制定すべき条例のうち川越市条例を準用する条例第二条において準用する議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定により、議会の議決を求める。

令和五年十二月二十七日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明（消防局長）

○小ノ澤哲也議長 提案理由の説明を願います。

（齋藤匡央消防局長登壇）

○齋藤匡央消防局長 ただいま上程になりました議案第十八号、川越地区消防局・川越北消防署新築工事請負契約につきまして提案理由を御説明申し上げます。

契約の目的は、川越地区消防局・川越北消防署新築工事で令和五年十月十三日の

一般競争入札の結果により落札業者の前田・岩堀特定建設工事共同企業体と消費税等を含め二十八億八千百十六万四千円で請負契約を締結しようとするものでございます。

工事概要、入札結果等につきましては、議案第十八号参考資料に記載のとおりでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○小ノ澤哲也議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○小ノ澤哲也議長 これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許します。

小高浩行議員。

(小高浩行議員登壇)

○小高浩行議員 議長のお許しをいただきましたので、議案第十八号、川越地区消防局・川越北消防署新築工事請負契約について質疑をさせていただきます。

新庁舎建設に当たり建物附帯の工事が最も重要であると考えますので、何点か確認をさせていただきます。

一点目として、今回の契約相手となる前田・岩堀特定建設工事共同企業体について、特定建設工事共同企業体とはどのようなもので、どのようなときに組まれるものなのかお伺いいたします。

二点目として、入札の最低制限価格とはどのようなものなのかお伺いいたします。三点目として、参考資料から附帯設備工事が別途工事となっておりますが、今回の新築工事の範囲について、確認の意味で改めてお伺いいたします。

四点目として、工事が始まった場合、最盛期にはかなりの車両が行き来するかと思われますが、周辺住民の安全確保及び工事の周知について、どのように行うのか

お伺いいたします。

最後に、五点目として、議案の庁舎新築工事以外に電気設備や空調設備、給排水工事、防災学習設備、太陽光発電設備など、附帯設備工事が予定されておりますが、それらの工事と庁舎新築工事との調整はどのように行う予定なのかお伺いして、私の質疑といたします。

(大谷清秋総務課長登壇)

○大谷清秋総務課長 所管事務につきまして御答弁申し上げます。

初めに、特定建設工事共同企業体とは、大規模かつ技術難易度の高い工事の施工に際して、複数の建設企業が技術力等を結集することにより工事の安定的な施工を確保する場合、また、特定建設工事共同企業体による施工が必要と認められる場合等において、工事ごとに結成する共同企業体でございます。

当組合における特定建設工事共同企業体による対象工事規模は、国土交通省が示している共同企業体のあり方を根拠に、設計金額五億円以上としていただいております。

次に、最低制限価格とは、地方自治法施行令第六十七条の十第二項の規定に基づき、工事又は製造、その他についての請負契約入札において契約内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ最低制限価格を設けて予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者であっても最低制限価格を下回る場合には、これを落札者とはせず、最低制限価格以上で最低の価格をもって入札した者を落札者とする制度でございます。

当組合においては、建設工事、建設工事に係る調査、設計、測量の業務委託、清掃等の業務委託に最低制限価格を設定しており、最低制限価格の算出は、当組合が定める建設工事請負契約等に係る最低制限価格設定基準に基づき、設計金額の額に一定の算定率を乗じて算出するものでございます。

以上でございます。

(山本雄一新消防庁舎建設準備室長登壇)

○山本雄一新消防庁舎建設準備室長 御答弁申し上げます。

まず、今回の新築工事の範囲でございますが、川越地区消防局・川越北消防署新築工事請負契約につきましては、庁舎棟本体の躯体、自家用給油取扱所、自家発電設備のオイルタンク敷設工事、消防緊急デジタル無線の鉄塔の据付等の工事について請負契約を結ぼうとするものでございます。附帯工事の庁舎等内部への電気の引込み、庁舎内部の配線、照明設備等の工事につきましては、川越地区消防局・川越北消防署新築電気設備工事請負契約として、また庁舎の空調設備の設置工事は、川越地区消防局・川越北消防署新築空調設備工事請負契約として、それぞれ契約しようとするものでございます。

次に、工事現場への資材等の搬出入車両の安全対策と周辺の住民への周知方法についてでございますが、複数の工事が同時進行いたし、多くの工事車両が入り出すことが想定されることから、工事期間中は出入口付近に交通誘導員を配置し、歩行者や自転車、通過車両等への安全確保を図ってまいりたいと考えております。さらに、敷地周囲に仮囲いを設置し、工事車両の出入口部分にシートゲートを設置することで工事範囲を明確に区分し、安全の確保を図ってまいります。

また、住民への周知につきましては、既に行っております川越地区消防組合ホームページを活用した広報を継続的に実施するほか、契約締結後、来年一月中旬に建設予定地の周辺住民等を対象とした建設工事に関する説明会を開催し、建設工事の着工と安全対策等について周知を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、庁舎新築工事と関連工事との調整でございますが、本新築工事の仕様書において、本工事の受注者が附帯工事の受注者及び今後発注の工事の受注者进行管理することとしております。具体的には川越地区消防局・川越北消防署新築工事の受注者が週に一回、定例会議を開催し、受注者間の進捗、スケジュール確認、資材搬入などの調整等を行い、工事を安全かつ円滑に進めていく計画でございます。

以上でございます。

○小ノ澤哲也議長 以上で通告による質疑は終わりました。他に御質疑ありませんか。

片野広隆議員。

(片野広隆議員登壇)

○片野広隆議員 ただいま質疑された議員さんの答弁を聞いて若干気になる点がありましたので、質疑をさせていただきたいと思っております。

ただいま、さきの議員より最低制限価格について質疑がなされました。その答弁の中で、当組合が定める建設工事請負契約等に係る最低制限価格設定基準に基づき一定の数字を掛けて算出をされたというお話がありました。まず、一点目に、確認をしたいんですが、この川越地区消防組合が定める建設工事請負契約等に係る最低制限価格設定基準というものは、この組合を構成する川越市の建設工事請負契約等に係る最低制限価格設定基準に準拠されているのかどうか、準拠されているのであれば同じ設定基準になるでしょうし、仮にされていないのであれば川越市と組合のこの設定基準の違いについてお伺いをさせていただきたいと思っております。

今回は川越市から職員さんが派遣されて、この入札の予定価格や積算等もされていると思っておりますので、その点について一点だけ確認をさせていただき。

併せて、さきの議員さんの答弁の中で、一定の数字を掛けてというお話がありましたので、今回どういった数字が予定価格に掛けられて最低制限価格が算出をされたのか伺わせていただきます。

以上です。

(大谷清秋総務課長登壇)

○大谷清秋総務課長 御答弁申し上げます。

初めに、当組合の建設工事請負契約等に係る最低制限価格設定基準につきましては、川越市の最低制限価格設定基準に準拠しているものでございます。

次に、最低制限価格の算出についてでございますが、当組合が定める建設工事請負契約等に係る最低制限価格設定基準に基づき、設計金額による直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等に対してそれぞれ定められた算定率を乗じて合計した額が最低制限価格となるところでございますが、この合計額が設計金額の九

二%を超えた場合は九二%を乗じた額、設計金額の七五%に満たない場合は七五%を乗じた額が最低制限価格となるものとさせていただきます。

以上でございます。

○小ノ澤哲也議長 他に御質疑ありませんか。ーこれをもって質疑を終結いたします。討論に入ります。討論はありません。よって、これより本件の採決を行います。本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者がいる）

○小ノ澤哲也議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決すること
に決定いたしました。

△日程第七 議案第一九号 川越地区消防局・川越北消防署新築電気設備工事請負
契約について

○小ノ澤哲也議長 日程第七、議案第十九号、川越地区消防局・川越北消防署新築電
気設備工事請負契約についてを議題といたします。

議案第一九号

川越地区消防局・川越北消防署新築電気設備工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結するため、川越地区消防組合において制定すべき
条例のうち川越市条例を準用する条例第二条において準用する議会の議決に付すべ
き契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定により、議会の議決を求
める。

令和五年十二月二十七日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明（消防局長）

○小ノ澤哲也議長 提案理由の説明を願います。

令和五年川越地区消防組合議会第四回臨時会会議録

（齋藤匡央消防局長登壇）

○齋藤匡央消防局長 ただいま上程になりました議案第十九号、川越地区消防局・川
越北消防署新築電気設備工事請負契約につきまして提案理由を御説明申し上げます。
契約の目的は、川越地区消防局・川越北消防署新築電気設備工事で令和五年十月
二十日の一般競争入札の結果により落札業者のおぎでん・明電社特定建設工事共同
企業体と消費税等を含め六億六千三百三十六万六千円で請負契約を締結しようとす
るものとさせていただきます。

工事概要、入札結果等につきましては、議案第十九号参考資料に記載のとおりで
ございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願い申
上げます。

○小ノ澤哲也議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○小ノ澤哲也議長 これより質疑に入ります。質疑の通告はありません。質疑はあり
ませんか。ーこれをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありません。よって、これより本件の採決を行います。
本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○小ノ澤哲也議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決すること
に決定いたしました。

△日程第八 議案第二〇号 川越地区消防局・川越北消防署新築空調設備工事請負
契約について

○小ノ澤哲也議長 日程第八、議案第二十号、川越地区消防局・川越北消防署新築空
調設備工事請負契約についてを議題といたします。

議案第二〇号

川越地区消防局・川越北消防署新築空調設備工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結するため、川越地区消防組合において制定すべき条例のうち川越市条例を準用する条例第二条において準用する議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定により、議会の議決を求める。

令和五年十二月二十七日提出

川越地区消防組合管理者 川合 善明

△提案理由の説明（消防局長）

○小ノ澤哲也議長 提案理由の説明を願います。

（齋藤匡央消防局長登壇）

○齋藤匡央消防局長 ただいま上程になりました議案第二十号、川越地区消防局・川越北消防署新築空調設備工事請負契約につきまして提案理由を御説明申し上げます。契約の目的は、川越地区消防局・川越北消防署新築空調設備工事で令和五年十月二十日の一般競争入札の結果により落札業者の埼玉設備・ニューコー特定建設工事共同企業体と消費税等を含め四億六千八百三十五万三千六百円で請負契約を締結しようとするものでございます。

工事概要、入札結果等につきましては、議案第二十号参考資料に記載のとおりでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○小ノ澤哲也議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○小ノ澤哲也議長 これより質疑に入ります。質疑の通告はありません。質疑はありませんか。

片野広隆議員。

（片野広隆議員登壇）

○片野広隆議員 さきの議案に引き続き、すみません、通告外になってしまいうんですが、確認をさせていただきたいと思えます。

先ほど私の質疑の中で、組合の最低制限価格の設定基準と構成組織である川越市の設定基準がどのような関係かと、準拠しているかどうかというお話を伺わせていただきましたところ、準拠しているという御答弁をいただきました。

その中で、今回、建築工事については、最低制限価格を算定するに当たって、九二%を超えた場合は九二%を乗じた額、七五%に満たないときには七五%を乗じた額となるものという御答弁でしたが、今回、建築工事、電気工事、新築空調設備工事全て九二%、予定価格に対して最低制限価格が九二%という数字になっています。

先ほどお話を伺いましたら、それぞれ積算をしたところ九三%を超える最低制限価格になったところにより、この九二%という数字が出てきているのかと思うんですが、川越市の最低制限価格の設定基準を見させていただきますと、組合の先ほどの説明とちよつと違うところを感じたので、読ませていただきますと、川越市の設定基準は、予定価格に九二%を乗じて得た額を超える場合は、予定価格に十分の九・二、いわゆる九二%を乗じて、千円未満の端数を切り捨てた額に百分の百十を乗じて得た額という一文があるんですね。単純に九二%を掛けた額ではないんですね。その一文が先ほどの答弁に入っていないので、若干気になったんですね。

そこで、この、すみません、私の認識が違っていたら指摘をいただきたいんですけど、新築空調設備工事は、これ千円未満の端数が出て最低制限価格になるんですね。で、このまま議案書の数字は九二%なんです。これ千円未満の数字に百分の百十を掛けて、乗じて足すと若干数字が変わってくるはずなんですよね。それが行われてない理由が何かあるんですか。あれば教えていただきたいというのと、す

みません、私のこの認識が違うのであれば、それはそれで御指摘をいただきたいので、御答弁をいただければと思います。

(大谷清秋総務課長登壇)

○大谷清秋総務課長 御答弁申し上げます。

先ほどの答弁の中で九二%を乗じた額と御答弁をさせていただきました。正しくは、議員御指摘のとおり、予定価格に十分の九・二を乗じて得た額、併せて、予定価格に十分の九・二を乗じ、千円未満の端数につきましては、切り捨てた額に百分の十を乗じて得た額ということになっておりますので、当組合の建設工事請負契約等に係る最低制限価格設定基準は川越市に準拠したものとなっているものでございます。謹んでおわび申し上げます。

以上でございます。

○小ノ澤哲也議長 暫時休憩いたします。

午後二時十二分 休憩

午後二時十九分 再開

○小ノ澤哲也議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(大谷清秋総務課長登壇)

○大谷清秋総務課長 御答弁申し上げます。

本件の最低制限価格の算出につきましては、予定価格四億六千二百八十万円に九二%を掛けた額四億二千五百七十七万六千円、こちらの金額に消費税一〇%を掛けた金額、こちらが四億六千八百三十五万三千六百元となるものでございます。

以上でございます。

(片野広隆議員登壇)

○片野広隆議員 御答弁ありがとうございます。数字の件につきましては理解をさせていただきます。

もう一件、今度は考え方を確認しておきたいんですが、今回、建築工事、電気工

事、新築空調設備工事、全て九二%になっているというお話をさせていただいたんですが、川越市の近年の入札方法が電子入札に切り替わってきていることによって予定価格の公表が告示日になっていきます。この告示日というのが議決を経る契約に關しては入札の十五日以上前ですね、予定価格の公表が、議決案件でないものについては十日以上期間を取って予定価格を公表すると。

一方、消防については、現状、紙入札、対面での紙入札を行っているという関係で、入札価格の公表を入札の前日に公表されていますよね。そうすると、仕様書とどうか設計なんかは事前に公表されると思うので、業者さんは独自に見積り等できるかと思うのですが、予定価格を入札前日のぎりぎり公表すると、自分たちの見積りとの乖離、見積り合わせですね、いわゆる、その検証をする時間がなかなか取れないというところで、九二%の入札額が当たるかどうか、当たればラッキーじゃないですけども、その入札のときに、一方で数字が読み切れない、利益が出るかどうか、読み切れないときには入札への不参加につながるという原因の一つにもなりかねないのではないかなと思うんですね。

その市の電子入札は埼玉県のシステムに加盟していますので、負担金が大体、年間百万ぐらいかかってしまうんですが、この紙入札を行っていく中でも、この予定価格の公表時期、規定で定められているものを見直しが必要になってくると思いますが、そういったものについて今後、検証されてもいいのではないかなと思うんですが、そここのところの考え方を、何かあれば聞かせていただければと思います。

(大谷清秋総務課長登壇)

○大谷清秋総務課長 御答弁申し上げます。

初めに、川越地区消防組合建設工事請負契約等に係る予定価格等の事前公表等施行要領に基づき、紙入札の場合に当たりましては入札日の一日前の公表としているものでございます。なお、当組合にありましては、紙入札のみとなっているものでございます。

御指摘のとおり、本入札に係る一日前の公表の見直し、または川越地区消防組合

が現在推進しておりますDX推進計画等に基づき、電子入札等のあり方についても今後検討していきたいと考えているものでございます。

以上でございます。

○小ノ澤哲也議長 他に御質疑ございませんか。―これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありません。よって、これより本件の採決を行います。本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○小ノ澤哲也議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第九 議案第二一号 令和五年度川越地区消防組合一般会計補正予算(第二号)

○小ノ澤哲也議長 日程第九、議案第二十一号、令和五年度川越地区消防組合一般会計補正予算(第二号)を議題といたします。

議案第二一号

令和五年度川越地区消防組合一般会計補正予算(第二号)

令和五年度川越地区消防組合一般会計補正予算(第二号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第一条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ五千八百七十七万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五十九億九千三百四十四千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表歳入歳出予算補正」による。

令和五年十二月二十七日提出

△提案理由の説明(消防局長)

○小ノ澤哲也議長 提案理由の説明をお願いします。
(齋藤匡央消防局長登壇)

○齋藤匡央消防局長 ただいま上程になりました議案第二十一号、令和五年度川越地区消防組合一般会計補正予算(第二号)につきまして提案理由を御説明申し上げます。

議案書二十一の二ページを御覧いただきたいと存じます。

第一条第一項、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ五千八百七十七万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五十九億九千三百四十四千円にしようとするものでございます。

第二項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、二十一の二ページの第一表歳入歳出予算補正の金額にしようとするものでございます。

続きまして、別冊の令和五年度川越地区消防組合一般会計補正予算説明書(第二号)により御説明申し上げます。

初めに、二ページの歳出を御覧いただきたいと存じます。

消防費でございます。常備消防費五千八百七十七万円の増額は、給与改定に伴い職員人件費の増額をしようとするものでございます。

続きまして、歳入の説明に移らせていただきます。

歳入を御覧いただきたいと存じます。
繰越金五千八百七十七万円の追加は、前年度剰余金を追加しようとするものでございます。

以上、御説明申し上げました内容が一ページにございます歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にまとめたものの概要でございます。

なお、三ページ以降にございます附表一給与費明細書につきましては、説明は省略をさせていただきますと存じます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小ノ澤哲也議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○小ノ澤哲也議長 これより質疑に入ります。質疑の通告はありません。質疑はありませんか。―これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありません。よって、これより本件の採決を行います。本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○小ノ澤哲也議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△閉 会

○小ノ澤哲也議長 以上をもって川越地区消防組合議会第四回臨時会の議事全部を終わりました。よって、これをもって会議を閉じます。

閉会いたします。

午後二時二十九分 閉会

△会議の結果

日程第一 会期決定について

本日一日間と決定した。

日程第二

議案提出書の公表について
議案提出書を公表した。

日程第三 地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の

報告について

日程第四 出席者の一覧表を配布した。

会議録署名議員指名について

日程第五 議長指名のとおり決定した。

議案第一七号 川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例及び川

越地区消防組合会計年度任用職員の給与等に関する条

例の一部を改正する条例を定めることについて

日程第六 議案第一八号

川越地区消防局・川越北消防署新築工事請負契約につ

いて

原案可決

日程第七 議案第一九号 川越地区消防局・川越北消防署新築電気設備工事請負

契約について

原案可決

日程第八 議案第二〇号 川越地区消防局・川越北消防署新築空調設備工事請負

契約について

原案可決

日程第九 議案第二一号 令和五年度川越地区消防組合一般会計補正予算(第二

号)

原案可決